

令和5年度

# いじめ防止対策基本方針

平成25年8月策定

精華町立精華南中学校

# いじめ防止対策基本方針

平成 25 年 8 月策定  
平成25年12月一部改定  
平成26年 2 月一部改定  
平成30年 4 月一部改訂

精華町立精華南中学校

## 1 はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の課題となっている。また、近年の急な情報技術の発展により、SNS(ソーシャルワーキングサービス)など顔の見えない相手とのつながりや相手を誹謗中傷する掲示板への書き込みなど、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、平成 25 年 6 月に策定された「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応のあり方等を具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、平成25年 8 月に「いじめ防止基本方針」として作成し、改定を重ね、内容の充実を図ってきた。

教職員一人一人がまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、本校のキーワードである「共生」の心を育むことによって、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていきたいと考える。

## 2 いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」から、平成 25 年 6 月に制定された「いじめ防止対策推進法」から、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と改めて定義された。

## 3 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること、また、いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを教職員自らが十分認識する必要がある。

そのため精華町立精華南中学校においても、いじめの早期発見・早期対応に努めると

ともに、いじめ防止に向けて徹底して取り組む必要がある。また、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導を積極的に進めていく必要があると考える。

#### 4 いじめ問題に関する基本的認識

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと
- ③ いじめは見えにくい、気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくいこと
- ④ いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと
- ⑤ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ⑥ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること
- ⑦ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の法に抵触する行為であること

以上のことを踏まえ、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めるとともに、道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命や、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教育計画全体を通して指導することが必要である。

#### 5 いじめ早期発見のために

生徒や保護者からのいじめの訴えや、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに管理職と生徒指導部長に報告するとともに、正確かつ時系列に状況把握に努め、適切かつ迅速な対応を心がけること。その際、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報を収集し、いじめの全体的な状況把握を正確かつ迅速に行う必要がある。具体的には、

- ① 定期的な教育相談活動の充実による生徒との信頼関係の構築
- ② 定期的なアンケートの実施による状況把握と必要な指導
- ③ スクールカウンセラーの活用や養護教諭との連携
- ④ 教師間の日常的な生徒交流と情報交換

#### 6 いじめ防止に向けて

教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導することが必要であり、道徳教育や人権教育、心の教育等を通してこのような指導の充実を図ることが大切である。また、生徒会活動の充実を図るとともに、豊かな自然体験活動を活用し、人間関係や生活経験をより充実させることが必要である。

また、教職員と生徒、また、生徒自身が相互に好ましい人間関係を築き、豊かな心を育むなど「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。生徒の悩みやサインを鋭敏に捉え、定期的な教育相談活動を充実させるとともに、様々な人間関係の中で日々学校生活を送っている生徒自らが、より良い関係づくりを構築できる主体的な活動（オレンジリボンキャンペーン等）を実施し、予防的な指導や取組を計画的に実施する必要がある。具体的には、

- ① 規範意識の向上を目指した生徒指導の充実と生徒の心に迫る道徳教育の推進

- ② 発達段階に応じた人権学習の実施と実践的行動力の育成
- ③ 系統的な情報モラル教育の推進と情報モラルに係る保護者啓発
- ④ 目的を明確にした学校行事宿泊体験学習の積極的な実施
- ⑤ 豊かな人間関係や自尊感情を醸成する学級づくり
- ⑥ 校内研修会（いじめへの対応に係る資質能力向上）や事例研究等の実施
- ⑦ オレンジリボンキャンペーンの継続と主体的な関わり啓発
- ⑧ 暴行や恐喝など犯罪行為に当たるいじめの場合は、警察等の関係機関と連携

## 7 教師の言動・姿勢について

いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりえるものであり、いじめの予防として最も大切なことは、「日々の教師の言動や姿勢」である。いじめは見えにくくなる傾向にあるが、「いじめは絶対に許さない」という姿勢を常に生徒に見せ、教師への信頼感と学校や学級で安心感を持たせるような言動・姿勢を心がける。人権上、配慮を欠いた言動や威圧的で一方的な言動は厳に慎む。

## 8 いじめ防止対策委員会の設置について

いじめ防止に向けた取組を積極的に推進しているにも関わらず、いじめ事象が発生した場合は、校長のリーダーシップのもと、組織的、迅速かつ適切な対応に心がける。

その際、基本認識の④「いじめられている子どもの立場に立った親身な指導」を行うこと原則とする。

いじめ防止対策委員会は、府のいじめアンケート実施後、年2回開催することを原則とし、従前の生徒指導担当部会を中核とし、心理面の専門家として本校スクールカウンセラー、保護者代表としてPTA本部役員を加えたメンバー等で組織するものとし、校長が必要に応じてその他のメンバーを指名する。

### ① 構成メンバー

管理職、生徒指導部長、教務主任、スクールカウンセラー、PTA本部役員、教育相談部長、各学年主任、養護教諭

### ② 組織の役割生徒指導部長を中心とした、情報の収集とその一元化、部員を中心とした情報の記録と情報の共有化、指導方針に沿った全校体制での指導

### ③ 調査の実施

- ・ 教育委員会の指示の下に定期的に全校生徒を対象とした質問紙調査および、教育相談期間を利用した聞き取り調査の実施
- ・ 調査結果ならびに聞き取り調査の結果は「いじめ防止対策委員会」で確認し、進捗状況と必要な指導について協議
- ・ 協議内容については職員会議等で共有するとともに、指導について検証

## 9 重大事案が発生した場合について

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(生徒の生命、心身又は財産に重大な被害とは、京都府のいじめ防止基本方針に則り、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは30日を目安とする。)等は、緊急に上記委員会を開き、町教育委員会と連携のもと、生徒質問票による調査の実施等による事実把握、被害生徒保護者への情報提供、警察等関係機関との連携

等、必要な措置を講じるものとする。

また、町に第三者委員会等の組織が設置された場合は、その調査に全面的に協力するものとする。

#### 10 その他

いじめ防止対策基本方針は、定期的にPDCAサイクルによる見直しを行う。